

お知らせ

目指せ！地域課題の解決 地域活性化起業人が着任

町では、国の「地域活性化起業人制度」を活用し、令和6年2月1日に町として初となる「地域活性化起業人」の福本浩一さん（合同会社ブライトビジョン・さいたま市桜区）が着任しました。大手広告代理店での勤務で培われた経験をお持ちの福本さんには、町有観光施設に対する支援、地域資源を活かした観光プログラムや特産品の開発などにご協力いただきます。所属部署は商工観光課です。



渡邊町長から委嘱書を手渡された福本さんは、「自分の経験を生かした外部視点と、町ならではの内部の知恵をうまく組み合わせ、ときがわ町の課題解決に貢献したい」と期待を語ってくれました。

Keyword 地域活性化起業人とは

地方自治体と、首都圏など三大都市圏の企業が協力し、企業の社員がそのノウハウや知見を活かして、一定期間、自治体で業務に従事する制度です。国は、その協力による地方への人の流れを創出できるような取組に対して、財政支援を行います。自治体にとっては、企業のノウハウなどを活用し地域固有の課題解決を進めることができ、企業にとっては、社会貢献に加え、人材育成、キャリアアップの実現を目指すことができるものです。

問 商工観光課 ☎ 65-1584

お知らせ

本籍地でなくても 戸籍を取得できるようになります

 本年3月1日から、本籍地以外の市区町村窓口でも、戸籍全部事項証明書等の交付請求ができるようになります。これにより、ときがわ町に本籍がない方でも、ときがわ町の町民健康課窓口で戸籍全部事項証明書等を請求することができます。詳しくは、法務省 HP「法務省 戸籍法改正」をご覧ください。

請求できる方 | 本人及びその配偶者、父母・祖父母、子・孫など

必要なもの | 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の顔写真付きのもの）

問 町民健康課 ☎ 65-0812

お知らせ

埼玉県部落差別の解消の推進に関する 条例が施行されています

部落差別のない社会の実現を目指して、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が令和4年7月8日から施行されています。この条例は、部落差別の禁止規定を設けるとともに、同和問題について正しい認識を一人ひとりが持つことによって、部落差別をなくしていくことを目的としています。ときがわ町でも、町職員や関係機関を対象に研修会を実施し、条例や部落差別に関する理解を深めました。

問 総務課 ☎ 65-0401

お知らせ

未分解でのスプリングマットレスの 引取り（有料）を開始します

スプリングマットレスは、小川地区衛生組合への自己搬入や有料戸別収集の際、事前に分解が必要ですが、4月から、ご自身で分解できない場合は有料で、未分解での引取りを開始します。

小川地区衛生組合へ自己搬入する場合

以下の窓口で納付券を受領 → 手数料を納付 → 納付券付属のシールをマットレスに貼り、衛生組合へ搬入

有料戸別収集（毎月1回実施）する場合

戸別収集の申請と併せて納付券を受領 → 手数料を納付 → 納付券付属のシールと粗大ごみシールを貼る → 戸別収集日に回収

納付券配布先

- ①農林環境課窓口（第二庁舎）
- ②生き生き活動センター窓口（本庁舎西側）
- ③小川地区衛生組合窓口（事務所内）

処理手数料

1枚につき3,300円（税込）

取扱金融機関

埼玉縣信用金庫

注意

- ◆領収印の無いものやシールが貼られていないスプリングマットレスは、搬入や回収ができません。
- ◆納付券の再発行や払い戻しはできません。
- ◆納付券で対応できるスプリングマットレスは家庭から排出されたもののみです。

問 農林環境課 環境担当 ☎ 65-0814
小川地区衛生組合 ☎ 72-0441

お知らせ

埼玉西部地域消防指令センターの 運用が始まります

比企広域消防本部を含む西部地域の4消防本部は、119番通報などの共同運用を開始します。119番のかけ方は今までと変わりません。

☎ 電話番号等

- (1) 指令センターの電話番号 ☎ 042-983-0119
- (2) 指令センターのFAX番号 FAX 042-983-0130
- (3) 災害情報案内の電話番号 ☎ 050-1808-9199

災害情報メール配信サービス

住民の皆様向けに、消防指令センターからの災害情報のメール配信サービスが開始されました。登録は、登録用メールアドレスに空メールを送信し、返信されたメールに記載されたURLにアクセスして登録を行います。※二次元コードに対応した携帯電話等で読み取ると簡単にメール送信できます。

問 比企広域消防本部 ☎ 23-2266



昭和レトロな温泉銭湯 玉川温泉 200円割引券 有効期限：2024年4月30日(火)

比企・東松山エリアで唯一の相続に特化した税理士 関根盛敏税理士事務所 0493-53-6131